

■愛知県宮王ヶ崎住宅PFI方式整備事業 要求水準書に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問内容	質疑回答
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	7	3	(1)	イ			移転等期間は、仮設材等を事業用地内に仮置きしてもよいか。	入居者の利用及び移転等の支障にならない範囲で、県との協議によります。なお、仮置きする仮設材等の管理は事業者で行ってください。
2	7	3	(1)	イ			住戸の一部を、現場事務所、休憩所及び倉庫として利用可能か。	現場事務所等については、原則として事業者側で行ってください。ただし、現場事務所等として利用できそうな空き住戸があれば、工事着手前に調整することも可能です。
3	12	4	(2)	ウ	(イ)		事業用地内に工事中の現作業員等が利用できる駐車場はあるか。	入居者用駐車場に空きがある場合は利用いただける可能性があります。空きがない場合は、事業者において事業用地外で作業員用の駐車場を確保していただく必要があります。
4	13	1		ウ	(コ)		要求水準書、付帯設備ポンプ室ですが1工区建替住棟解体の前に既存2号棟の給水のため仮設のポンプ室を建設し既存住棟2号棟、集会所解体時に解体する考えで良いですか	よろしい。